

## 保険金受取人の指定・変更に関する比較法的研究

高知県立大学文化学部

菊池 直人

### 1. はじめに

本報告では、わが国保険法の保険契約者の保険金受取人の指定・変更にかかわる規定について、諸外国との立法例と比較したうえで、保険金受取人変更権の一身専属性について考察を行うことを目的とする。

保険金受取人の変更に関しては、旧商法 675 条 2 項において、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保したまま死亡した場合は、保険金受取人の権利が確定するとしていたが、保険法においてこの規定は削除された。保険契約者の地位はその相続人に承継され、保険金受取人の変更権についても同様であるとされる。保険契約者の相続人は、保険契約が締結される背景となっていた被相続人（当初の保険契約者）の利害関係まで引き継ぐわけではなく、自らの独自の経済圏、利害関係圏の中で自由に受取人を指定・変更することができる。とはいえ、保険金受取人の変更については被保険者の同意が必要であり（保険法 45 条）、実務においても、保険加入者のモラル・ハザード防止の観点から、死亡保険金受取人については、一定範囲内の親族に限定する引受基準を採っていることが一般的である。

### 2. 日本法における保険金受取人変更権の見解

保険金受取人の指定・変更権は、通説においては身分法上の行為としては理解されておらず、かねてから旧商法 675 条 2 項の規定については批判がなされていた。同規定は、保険法制定時に削除されることになった。その理由として、保険契約者が死亡した場合には、その相続人が保険契約者の地位を相続することから、原則どおり保険金受取人の変更をすることができるということが合理的と考えられる、としている。保険料支払い義務という重要な出捐に応じ保険契約者は、保険金受取人の指定変更権を当然に得ることができるものとされた。

日本では、保険契約者の地位はその相続人に承継され、保険金受取人の変更権についても同様であるとされ、保険契約者の相続人は、保険契約が締結される背景となっていた被相続人（当初の保険契約者）の利害関係まで引き継ぐわけではなく、自らの独自の経済圏、利害関係圏の中で自由に受取人を指定・変更することができる。

### 3. 諸外国の立法例

大陸法諸国の保険金受取人の指定・変更に関する規定についてみると、フランスやイタリアなどヨーロッパにおいては、保険契約者の一身専属権とする立法例も多く、我が国と状況が異なっている。生命保険契約においては契約関係者の人的関係が重要であり、保険金受取人の変更についても制限付きの権限であり、契約者の地位であるが故に当然に行使できるわけではない。

一方で、台湾・中国立法は極端な被保険者中心主義を採り、被保険者は原始的な保険金請求権者として理解され、したがって当然に保険金受取人の指定・変更権を留保する。契約関係者をみると、契約者の地位は、あたかも損害保険における「他人の計算による保険契約」と同様、本来の保険の利益享受者である被保険者のために契約を締結した者と理解できる。当然ながら、その地位が相続されることはなく、被保険者の一身専属権である。

### 4. おわりに

日本以外の立法では、保険金受取人の変更は被保険者あるいは契約当初の保険契約者に制限しようとし、保険金受取人の変更はあくまでも例外的な事例とする。したがって、長期間にわたる継続的な契約であって、保険契約者と保険金受取人との間の保険金受取人として指定した諸事情が変化した場合であっても、保険契約者による保険金受取人の変更権を排除する。あるいは、被保険者の一身専属権として変更権を留保させる。

これらを踏まえ、わが国における保険金受取人の変更権に関わる課題を整理したい。